

創業を支援します！

加美町創業者支援事業助成金

創業時における 事業所の設置・整備費用 の一部を助成します！

《 対象要件 》

- ① 創業として国の「地域雇用開発奨励金」の助成を受けること。
- ② 創業者は加美町に住所を有すること。
- ③ 創業する事業所は加美町に住所を有すること。
- ④ 創業に際し、町内に住所を有する方を2名以上雇入れること。

《 助成対象 》

地域雇用開発奨励金で助成対象とならないもの

(例) 土地購入(賃借)費、不動産登記の手数料、敷金、礼金、20万円未満の設備など

《 助成額 》

地域雇用開発奨励金で受けた額の2分の1を上限に助成します。

(例) 「地域雇用開発奨励金」で300万円～1,000万円未満の対象経費があり、上記対象要件①～④を満たす場合、87万5千円を上限として助成します。

《 交付の申請 》

地域雇用開発奨励金の額が決定してから60日以内に別記様式にて申請下さい。詳しくは下記までご連絡下さい。



加美町公認キャラクター
「かみ〜こ」

加美町で
新たに会社を設立する方や、
個人事業をお考えの方は
ぜひご検討下さい！

問合せ先

〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地 加美町ひと・しごと推進課
電話：0229-63-5611 FAX：0229-63-2037